

達示第6号

令和6年3月8日

札幌刑務所長 飛鳥雅子

閉居罰を科されている被収容者に関する処遇規程について
標記について、別紙のとおり定め、即日実施する。

なお、平成26年12月19日付け達示第21号は廃止する。

閉居罰を科されている被収容者に関する処遇規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、閉居罰を科されている被収容者（以下「受罰者」という。）の処遇基準を定め、適正な閉居罰の執行を図ることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 受罰者の処遇については、別に定める場合を除き、本規程の定めるところによる。

第 2 章 閉居罰の内容

(停止事項)

第 3 条 受罰者については、次の各号に掲げる行為を停止する。

- 一 自弁の物品（第 5 条に規定する物品を除く。）を使用し、又は摂取すること（以下「自弁物品の使用等」という。）
- 二 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けること
- 三 書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるもの、その他相当と認めるものを除く。）を閲覧すること
- 四 自己契約作業を行うこと
- 五 面会すること（弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合、その他相当と認める場合を除く。）
- 六 信書を発受すること（弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合、その他相当と認める場合を除く。）
- 七 ラジオ放送の聴取（告知放送を除く。）

(使用を許可する物品)

第 4 条 次の各号に掲げる物品は、特に指示する場合を除き、受罰者に使用を許すものとする。

- 一 タオル（バスタオルを含む。）
- 二 ハンカチ
- 三 歯ブラシ（容器を含む。）及び歯磨きチューブ
- 四 石けん及び石けん箱

- 五 シャンプー及びリンス
 - 六 制汗剤、汗止め用粉末（パフを含む。）
 - 七 クリーム類（化粧水及び乳液を含む。）
 - 八 耳かき及び綿棒
 - 九 電気かみそり（電池を含む。）
 - 十 シェービングジェル
 - 十一 運動靴
 - 十二 はし及びはし箱
 - 十三 ちり紙
 - 十四 補正器具
 - 十五 現在信仰中の宗教に供する用具（保管私物として所持を許可された物に限る。）
 - 十六 生理用品（女子に限る。）
- 2 前項の規定に基づき使用を許可する物品は、閉居罰を執行するとき、受罰者に必要な数量を所持させる。

なお、その余の保管私物については、私物保管バッグに収納させ、施錠した上で、同期間中、居室棟内の施錠可能な倉庫に保管する。

（備品）

第5条 居室に備え付ける物品は、特に指示する場合を除き、他の被収容者と同様とする。

（居室の指定）

第6条 受罰者の居室は、昼夜単独室とする。

（謹慎のための制限）

第7条 受罰者には、謹慎の趣旨の担保を目的として、以下の時間（以下「受罰姿勢時間」という。）、次項のとおり居室内に着座させるものとする。ただし、同時間内における食事、用便その他必要と認めるときは、この限りでない。

一 平日においては、午前8時から夕点検まで

二 休庁日又は矯正指導日は、午前9時から夕点検まで

2 受罰姿勢時間中、受罰者には居室中央付近に扉側を向いて安座又は正座させ、両手は太腿部に添えさせるものとする。

3 受罰姿勢時間中は、職員の指示に基づいて行動するとき又は用便をするときを除き、受罰姿勢をとらせることとし、離席は、報知器をもって申し出させるものとする。ただし、生理現象その他の理由により申出のいとまがないときはこの限りでない。

(連出し)

第 8 条 次に掲げる場合を除き、受罰者を居室外に連れ出してはならない。

- 一 運動又は入浴
- 二 居室検査又は身体検査
- 三 面会
- 四 その他矯正処遇、規律秩序の維持、管理運営上又は医療上の必要がある場合

2 前項第 3 号及び第 4 号の規定に該当し、受罰者を居室外に連れ出すときは、あらかじめ所属の統括矯正処遇官又は監督当直者の許可を得るものとする。

(矯正処遇等の実施)

第 9 条 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。

第 3 章 生活及び保健衛生

(服装)

第 10 条 特に指示する場合を除き、他の被収容者と同様とする。

(願箋受付)

第 11 条 閉居罰執行期間中は、次に掲げる申出があったときを除き、願箋は受け付けない。

- 一 不服申立て、訴訟の提起、告訴、人権救済申立て、訴願その他の権利保護（訴訟の準備に関する願い出や、補正命令等公的機関からの照会に関する願い出を含む。）に関する申出
- 二 刑事施設における自己に対する処遇に関し、弁護士等に対して行う一切の権利保護に関する申出（閉居罰執行期間中の筆記等に必要な文具類の購入又は使用の願い出に関するものを含む。）
- 三 その他同期間中に受け付けることが特に必要と認められる申出

(閉居罰執行期間中の筆記等)

第 12 条 閉居罰執行期間中、受罰者から前条各号のいずれかに該当する理由で筆記の申出があったときは、その旨の願箋を提出させ、緊急性及び必要性を斟酌して許否判断を仰ぐものとする。

2 前項において許可された筆記に当たり、必要な文具類、書籍等を使用したい旨の申出があったときは、その旨を記載した願箋を提出させるものとする。

(運動及び入浴)

第 13 条 受罰者の運動及び入浴は、閉居罰を執行した日を起算として 7 日目以内の適宜の該当日に実施することとし、以降、7 日を上回らない範囲内におい

て実施するものとする。

(運動・入浴の記録)

第 14 条 受罰者の運動又は入浴を実施したとき、これに立ち会った職員は、懲罰表の「運動・入浴実施状況」欄に実施した日を記載し、押印するものとする。

(調髪、ひげそり及び顔そり)

第 15 条 男子の受罰者には、おおむね 1 月に 1 回、調髪を行わせる。

2 男子の受罰者のひげそりは、入浴に併せて行わせる。

3 男子の受罰者の調髪及びひげそりについて、次に掲げる事項に該当するときは、前項各号の規定にかかわらず、個別に実施することを妨げない。

一 外観上著しく不体裁であると認めるとき

二 保健衛生上特に必要と認めるとき

三 出廷・面会等のため、特段の配慮が相当と認めるとき

4 女子の受罰者には、必要の都度、調髪及び顔そりを行わせる。

5 前 4 項の規定にかかわらず、受罰者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合で、信仰上その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪又はひげそりを行わせないことができる。

第 4 章 雑則

(受罰者生活心得の備付)

第 16 条 適正な閉居罰執行のため、受罰者を収容する居室に別に定める「受罰者の生活心得」を備え付けて受罰者に周知させるものとする。

(居室標示)

第 17 条 閉居罰執行期間中、該当居室には、居室名札掲示箇所その他適当な箇所に、同期間中である旨を赤地に黒字で標示するものとする。

(支所への準用)

第 18 条 札幌刑務支所、札幌拘置支所、小樽拘置支所については、本規程を準用する。